

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯5万円)のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付額は1世帯あたり5万円で、給付金を受給するためには次のとおり手続きが必要です。

支給対象となる世帯(①②のいずれかにあてはまる世帯)

①世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

令和4年9月30日を基準日として、世帯全員が令和4年1月1日以前から現住所に住んでいる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を11月下旬に村から送付します。内容を確認し、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ保健福祉課までご提出ください。

○提出期限 令和5年1月31日(火)
※なるべくお早めにご提出ください。

【確認の際の注意点】

- ・世帯に未申告の方がいる場合は、先に税の申告を行っていただき、世帯全員が非課税である旨の確認が必要となります。世帯に未申告の方がいる場合は、令和4年1月1日現在の住民票所在市区町村にて税の申告を行ってください。なお、申告により課税となった場合、本給付金は支給されません。
- ・住民税を課されている他の親族等から扶養を受けている場合は、非課税世帯であっても支給対象外となります。
(例) 課税されている子に扶養されている非課税の両親世帯は対象外となります。ただし、その世帯に両親以外に扶養されていない非課税の方がいる場合は対象となります。
- ・世帯全員が住民税未申告の世帯に、確認書は送付されません。

②令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯

予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」となった世帯が対象となります。※「予期せず」の判断には審査があります。

給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに保健福祉課の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
※清川村にお住まいの方の申請書は11月下旬から保健福祉課で配布予定です。

○申請期限 令和5年1月31日(火)

【「住民税非課税相当」とは】

世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

清川村で住民税非課税となる年間給与収入の目安	
扶養親族の数	非課税相当収入限度額の目安
0人	930,000円
1人	1,380,000円
2人	1,683,334円
3人	2,100,000円
4人	2,500,000円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,000円

※収入とは、給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入(非課税のものは除く)の経常的な収入となります。

【給付金の支給時期】

村が支給要件確認書、または申請書を受理した日から3週間後を目安に支給する予定です。

本給付金の支給申請などにあたり、意図的に虚偽の回答をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。